



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月8日金曜日 第1406号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1261
愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の一部 改正.....	1261
地域森林計画案の公表.....	1262
地域森林計画の変更案の公表（4件）.....	1262
特定漁港漁場整備事業計画の公表（2件）.....	1262
二級河川の指定.....	1262
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1262
海岸保全区域の指定の一部改正.....	1263
道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）.....	1264
道路の供用開始（"）.....	1264
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	1264
道路の供用開始（"）.....	1264
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	1265
道路の供用開始（"）.....	1265
道路の区域変更（県道野村城川線）.....	1265
道路の供用開始（"）.....	1265
開発行為に関する工事の完了.....	1266

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	1266
准看護師試験の施行.....	1266

## 雑 報

公示による通知.....	1266
--------------	------

## 告 示

### ○愛媛県告示第1777号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・田合地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・田合地区）計画書の写し
  - (2) 大洲市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年11月11日から12月6日まで
- 3 縦覧場所  
大洲市役所

### ○愛媛県告示第1778号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程（昭

和47年11月愛媛県告示第1093号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第5条第1項に規定する特定市町村の区域（同法附則第6条及び第7条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）において行う補助事業については、直接補助事業に要する経費に係る補助金の額は、改正後の愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程第4条の規定にかかわらず、平成14年度にあっては知事が査定する経費の100分の63以内と、平成15年度にあっては知事が査定する経費の100分の62以内と、平成16年度にあっては知事が査定する経費の100分の61以内とする。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

第2条中「20ヘクタール（次の各号に掲げる土地改良事業にあつては、おおむね10ヘクタール）」を「5ヘクタール」に改め、同条各号を削る。

第3条第2項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 創設農用地・増歩換地調整

第4条中「100分の50以内」を「100分の60以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）」に、「100分の1以内」を「額に100分の101を乗じて得た額の100分の2.1以内で知事が査定する額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (6) 急傾斜畑地帯（当該事業の受益地内の平均傾斜度15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）

第13条第19号中「第3条第2項第8号」を「第3条第2項第9号」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号中「第3条第2項第7号」を「第3条第2項第8号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号中「第3条第2項第6号」を「第3条第2項第7号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号中「第3条第2項第5号」を「第3条第2項第6号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 第3条第2項第5号の業務を実施した地区にあつては、創設農用地・増歩換地取得調書

○愛媛県告示第1779号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、肱川地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び宇和林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1780号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を西条地方局産業経済部林業課、伊予三島林業課及び丹原林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1781号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を今治地方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1782号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を松山地方局産業経済部久万林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1783号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1784号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年9月26日、八幡浜地区に係る特定漁

港漁場整備事業計画を次のとおり定めた。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のとおり」は、省略し、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、八幡浜地方局産業経済部水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1785号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年8月23日、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり定めた。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のとおり」は、省略し、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、宇和島地方局産業経済部水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1786号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川を指定する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

水系名	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
三崎大川	三崎大川放水路	三崎大川からの分派点	海に至る

○愛媛県告示第1787号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字睦月甲2194番1から同所甲2192番1に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から30点までを順次直線で結んだ線並びに30点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字睦月字大谷 176 番地国土地理院「高松」三等三角点）は、北緯33度57分56.856秒、東経 132 度39分56.090秒の地点

1 点は、基点から真北 178 度41分26秒 1007.14 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 168 度27分48秒 53.94 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 258 度39分03秒 10.04 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 167 度27分10秒9.15メートルの地点

5 点は、4 点から真北 258 度04分37秒 10.02 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 168 度06分42秒6.96メートルの地点

7 点は、6 点から真北 258 度29分52秒 38.39 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 348 度06分41秒0.78メートルの地点

9 点は、8 点から真北 258 度18分39秒5.90メートルの地点

10 点は、9 点から真北 167 度33分19秒0.81メートルの地点

11 点は、10 点から真北 258 度30分29秒 35.14 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 347 度05分44秒0.81メートルの地点

13 点は、12 点から真北 258 度41分45秒5.95メートルの地点

14 点は、13 点から真北 171 度29分21秒0.85メートルの地点

15 点は、14 点から真北 258 度15分31秒 13.23 メートルの地点

16 点は、15 点から真北 353 度45分47秒 33.34 メートルの地点

17 点は、16 点から真北72度13分12秒1.36メートルの地点

18 点は、17 点から真北79度04分46秒5.54メートルの地点

19 点は、18 点から真北 353 度38分52秒2.10メートルの地点

20 点は、19 点から真北62度52分38秒0.87メートルの地点

21 点は、20 点から真北 170 度12分28秒2.00メートルの地点

22 点は、21 点から真北83度03分21秒1.57メートルの地点

23 点は、22 点から真北 353 度19分32秒0.95メートルの地点

24 点は、23 点から真北82度40分59秒2.59メートルの地点

25 点は、24 点から真北 173 度21分17秒1.04メートルの地点

26 点は、25 点から真北82度18分14秒2.24メートルの地点

27 点は、26 点から真北 352 度03分45秒9.05メートルの地点

28 点は、27 点から真北62度38分18秒 11.26 メートルの地点

29 点は、28 点から真北 321 度49分20秒 21.16 メートルの地点

30 点は、29 点から真北 348 度59分23秒5.81メートルの地点

(3) 面積

7 210.24 平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和63年 1 月22日 愛媛県指令62河第 797 号

4 しゅん功認可年月日

平成14年11月8日

○愛媛県告示第1788号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年 3 月愛媛県告示第 277 号）の一部を次のように改正する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

豊後水道東沿岸の表三崎港（三崎町）高浦の項を次のように改める。

同	高浦 (1)	<p>基点 1 から基点 4 までを順次結んだ線並びに基点 4、補助点 4、補助点 3、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域          基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）          基点 1 は、西宇和郡三崎町三崎 5 番地先三崎導流堤基部中心の標柱（北緯33度23分15秒、東経 132 度07分14秒）          基点 2 は、基点 1 から 114 度14分20メートルの地点          基点 3 は、基点 2 から 185 度37分 119 メートルの地点          基点 4 は、基点 3 から 197 度49分36メートルの地点          補助点 1 は、基点 1 から 294 度14分30メートルの地点          補助点 3 は、基点 3 から 275 度26分50メートルの地点          補助点 4 は、基点 4 から 281 度53分50メートルの地点</p>
同	高浦 (2)	<p>基点 1 から基点 9 までを順次結んだ線並びに基点 9、補助点 8、補助点 7、補助点 5 の 2、補助点 5 の 1、補助点 4、補助点 3、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域          基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）          基点 1 は、西宇和郡三崎町三崎11番 2 の標柱（北緯33度23分10秒、東経 132 度07分13秒）          基点 2 は、基点 1 から 101 度53分 6 メートルの地点          基点 3 は、基点 2 から 197 度55分57メートルの地点          基点 4 は、基点 3 から 173 度29分 302 メートルの地点          基点 5 は、基点 4 から 187 度49分 120 メー</p>

トルの地点  
 基点6は、基点5から141度04分65メートルの地点  
 基点7は、基点6から182度36分40メートルの地点  
 基点8は、基点7から223度08分94メートルの地点  
 基点9は、基点8から239度37分49メートルの地点  
 補助点1は、基点1から281度53分44メートルの地点  
 補助点3は、基点3から261度33分52メー

トルの地点  
 補助点4は、基点4から278度14分53メートルの地点  
 補助点5の1は、基点5から271度30分54メートルの地点  
 補助点5の2は、基点5から240度13分50メートルの地点  
 補助点7は、基点7から299度55分47メートルの地点  
 補助点8は、基点8から299度35分48メートルの地点

○愛媛県告示第1789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字渡り上り乙534番3から 同市喜多山字春日沖乙274番2まで	旧	メートル 6.0～14.0	キロメートル 0.248	
			新	8.4～19.0	0.248	

○愛媛県告示第1790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字渡り上り乙534番3から 同市喜多山字春日沖乙274番2まで	平成14年11月8日

○愛媛県告示第1791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子双海線	喜多郡内子町論田1136番2から 同町論田1108番3まで	旧	メートル 4.3～8.3	キロメートル 0.220	
			新	10.2～41.8	0.217	
"	"	喜多郡内子町論田1083番5から 同町論田1081番まで	旧	5.3～8.0	0.194	
			新	10.2～15.7	0.192	

○愛媛県告示第1792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町論田1136番2から 同町論田1108番3まで	平成14年11月8日
"	"	喜多郡内子町論田1083番5から 同町論田1081番まで	"

## ○愛媛県告示第1793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平2069番地先から 同大字2066番地先まで	旧	メートル 3.5～7.1	キロメートル 0.065	
			新	7.1～15.4	0.065	

## ○愛媛県告示第1794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平2069番地先から 同大字2066番地先まで	平成14年11月8日

## ○愛媛県告示第1795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村城川線	東宇和郡城川町大字魚成7085番1地先から 同大字7060番1地先まで	旧	メートル 4.2～20.4	キロメートル 0.172	
			新	10.4～42.8 4.2～42.8	0.172 0.235	

## ○愛媛県告示第1796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村城川線	東宇和郡城川町大字魚成7085番1地先から 同大字7060番1地先まで	平成14年11月8日

○愛媛県告示第1797号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
松局建（開）第13号 平成14年10月24日	温泉郡重信町大字見奈良字前田227番3	松山市森松町497番地2 森 英 治
松局伊土検（開）第35号 平成14年10月24日	伊予郡松前町大字中川原字新開187番8及び187番9	伊予郡松前町大字西高柳111番地1 岡田ハイツ202号 毛 利 健 二
西局丹土（開）第16号 平成14年10月25日	周桑郡丹原町大字田野上方455番3、462番1及び455番6	周桑郡丹原町大字今井431番地 東予園芸農業協同組合 代表理事組合長 玉 井 實 雄

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年10月30日	特定非営利活動法人 農林畜水産環境管理協会	大 崎 秀 樹	松山市枝松一丁目9番26号	この法人は、農林畜水産業に携わる組織に対し、国際標準化機構における環境マネジメントシステム規格（ISO 14001）の認証取得支援をはじめとした環境保全型農業への取り組みに対する支援を行うほか、農林畜水産業を取り巻く環境問題についての調査・研究及び普及・啓発に関する事業を行うことにより、地球環境に配慮した農林畜水産業の振興を図り、もって同地球環境の保全に寄与することを目的とする。

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成14年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成14年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 試験の場所  
松山市文京町4-2  
松山大学
- 試験の日時  
平成15年2月15日（土）13時00分
- 受験願書の提出期間  
平成15年1月15日（水）から1月22日（水）まで。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
〒790 8570  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県保健福祉部健康増進課

雑 報

○公示による通知

住所不明。（ただし、住民票の住所 大阪府大阪市東淀川区大桐四丁目3番24号大阪市立淀川寮） 小野 仁

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成14年11月26日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年11月8日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年10月24日付け14媛収第35号審理の開催について（審理開催の通知）